

奈良県行政組織規則及び職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則を「」に公布する。

平成二十二年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第四十六号

奈良県行政組織規則及び職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則
(奈良県行政組織規則の一部改正)

第一条 奈良県行政組織規則(昭和三十一年七月奈良県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三条の表総務部知事公室の部広報広聴課の項中「広聴係」を「県民相談広聴係」に改め、同部政策調整課の項中「政策調整課」を「政策推進課」に改め、同表総務部の部総務課の項を次のように改める。

総務課
総務・文書係 予算経理係 法制係 法務管理係
学事係 県政情報係

第三条の表総務部の部情報システム課の項中「最適化推進係」を「最適化推進係電子県庁推進係」に改め、同表地域振興部の部総務室の項を次のように改める。

企画管理室
企画調整係 予算経理係

第三条の表地域振興部の部資源調整課の項中「水資源計画係」を「水資源係」に改め、同表地域振興部文化環境局の部文化課の項中「文化財企画係」を「文化振興係文化財企画係」に改め、同表福祉部の部中「福祉部」を「健康福祉部」に改め、同部総務室の項中「総務室」を「企画管理室」に、「総務調整係」を「企画調整係」に改め、同部福祉政策課の項中「福祉政策課」を「地域福祉課」に、「援護係」を「援護係 保護係」に改め、同部障害福祉課の項中「自立支援給付係」を「自立支援給付係障害者雇用促進係」に改め、同部中

保険福祉課 総務・医療係 保険給付係 保険財政係

を

医療政策部		
企画管理室	地域医療連携課	策部
企画調整係 緊急医療対策係 病院連携推進係	医療企画係 医療企画係 緊急医療対策係 病院連携推進係	

健康安全局						
総務室	地域医療連携課	医療管理課	健康増進課	薬務課	消費・生活安全課	・ 営業指導係
総務調整係 予算経理係	医療企画係 病院連携システム係 公立病院改革係	県立病院管理係 県立病院企画係 医科大学係 医療管理係	難病係 健康づくり係 母子・予防係 感染症係	献血・薬物対策係 動物愛護係 消費者行政係 水道	精神保健係 薬事係 振興係 指導係	食品安全推進係 ・ 営業指導係

保険指導課	指導監査係 企画指導係	国保企画係 健康推進係	高齢者・福祉医療係
健康づくり 推進課			

に、

を

医療管理課 県立病院管理係 県立病院企画係 医科大学係 医

療管理係

薬務課	保健予防課	難病・医療支援係 感染症係 精神保健係 保健対策係
		献血・薬物対策係 薬事係 振興係 指導係

改め、同表くらし創造部の部総務室の項中「総務室」を「企画管理室」に、「総務調整係」を「企画調整係」に改め、同部中

を

男女共同参画課	男女共同参画推進係

男女共同参画課	男女共同参画推進係
安全課	食品安全推進係 消費者行政係 動物愛護係 営業指導係
消費・生活課	

「

に改め、同

表商工労働部の部中「商工労働部」を「産業・雇用振興部」に改め、同部総務室の項中「総務室」を「企画管理室」に、「総務調整係」を「企画調整係」に改め、同部産業支援課の項を次のように改める。

産業支援課	産業政策係 産業創出促進係 科学技術振興係

第三条の表商工労働部の部雇用労政課の項中「雇用促進係」を「雇用促進係 雇用政策係」に改め、同表農林部の部総務室の項中「総務室」を「企画管理室」に、「総務調整係」を「企画調整係」に、「企画係 市場係」を「企画係」に改め、同部マ

ケーティング課の項中「食・特産品係」を「食・特産品係 市場計画係 市場管理係」に改め、同部農業経営課の項中「総務係 共済金融係 組合・法人指導係 農協検査係」を「組合・法人指導係 農協検査係 共済金融係」に改め、同部森林整備課の項中「保安林係 鳥獣保護係 緑化推進係 育樹祭係」を「緑化推進係 保安林係 鳥獣保護係」に改め、同表土木部の部総務室の項中「総務室」を「企画管理室」に、「総務調整係」を「企画調整係」に改め、同部道路・交通環境課の項中「交通環境第二係」を「交通環境第二係 地域交通企画係」に改め、同部河川課の項中「総務契約係 管理係」を「総務管理係」に改め、同表土木部まちづくり推進局の部公園緑地課の項中「公園整備係 公園管理係 奈良公園係」を「都市公園係」に改め、同部下水道課の項中「流域下水道係 公共下水道係」を「下水道係」に改め、同部建築課の項中「開発指導第一係 開発指導第二係」を「開発指導係」に改める。

第五条の表税務課の項の次に次のように加える。

理課 医療管	新奈良病院
建設室	建設準備係

地域福 祉課	監査指導室
	監査一係 監査二係

第五条の表福祉政策課の項を次のように改める。

国際観 光課	A P E C 開 催推進室
地域づ くり支 援課	南部振興対 策室

第五条の表地域医療連携課の項の次に次のように加える。

第五条の表畜産課の項の次に次のように加える。

森林整備課	総務企画係 事業推進係
全国育樹祭 開催準備室	

第六条総務部の部知事公室広報広聴課の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同部知事公室政策調整課の項中「政策調整課」を「政策推進課」に改め、同部総務厚生センターの項第八号中「職員住宅及び独身寮」を「旧職員住宅及び旧独身寮」に改め、同条地域振興部の部総務室の項中「総務室」を「企画管理室」に改め、同項第一号中「調整」を「企画調整」に改め、同部市町村振興課の項第四号中「税制」を「税政」に改め、同項第五号中「の合併」を「との連携、市町村合併等」に改め、同部地域づくり支援課の項第一号中「及び交流促進」を削り、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を削り、同項第五号を同項第三号とし、同項に次の二号を加える。

四 明日香村整備計画及び歴史展示の推進に関すること。

五 関西文化学術研究都市の建設の推進に関する企画及び調整に関すること。

第六条地域振興部地域づくり支援課の項の次に次のように加える。

地域づくり支援課 南部振興対策室

一 過疎対策に関すること。

二 地域の交流及び定住促進に関すること。

第六条地域振興部の部資源調整課の項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の二号を加える。

七 水道法（昭和三十一年法律第二百七十七号）の施行に関すること。

第六条地域振興部の部文化観光局国際観光課の項の次に次のように加える。

文化観光局 国際観光課 A P E C 開催推進室

A P E C 観光大臣会合に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

第六条福祉部の部中「福祉部」を「健康福祉部」に改め、同部総務室の項中「総務室」を「企画管理室」に改め、同項第一号中「（健康安全局を除く。）」を削り、「調整」を「企画調整」に改め、同項第二号から第四号までの規定中「（健康安全局を除く。）」を削り、同部福祉政策課の項中「福祉政策課」を「地域福祉課」に改め、

同項第一号中「福祉施策の総合的な」を「地域福祉の」に改め、同項に次の二号を加える。

七 生活保護に関すること。

八 行旅病人及び行旅死亡人取扱いに関すること。

第六条福祉部の部福祉政策課監査指導室の項中「福祉政策課」を「地域福祉課」に改め、同部福祉政策課援護室の項を削り、同部保険福祉課の項中「保険福祉課」を「保険指導課」に改め、同項の次に次のように加える。

健康づくり推進課

- 一 健康づくりの推進に関すること。
- 二 健康長寿文化づくりに関すること。

第六条福祉部の部健康安全局総務室の項の前に次のように加える。

医療政策部

第六条福祉部の部健康安全局総務室の項中「健康安全局 総務室」を「企画管理室」に改め、同項第一号中「健康安全局」を「医療政策部」に、「調整」を「企画調整」に改め、同項第二号から第四号までの規定中「健康安全局」を「医療政策部」に改め、同部健康安全局地域医療連携課の項中「健康安全局 地域医療連携課」を「地域医療連携課」に改め、同項第二号中「及び奈良県地域医療等対策協議会」を削り、同項第三号中「、べき地医療及びがん医療」を「及びべき地医療」に改め、同項第四号中「公立病院の再編」を「病院連携の推進」に改め、同部健康安全局地域医療連携課医師・看護師確保対策室の項中「健康安全局 地域医療連携課」を「地域医療連携課」に改め、同項第三号中「就学資金」を「修学資金」に改め、同部健康安全局医療管理課の項中「健康安全局 医療管理課」を「医療管理課」に改め、同項の次に次のように加える。

医療管理課 新奈良病院建設室

新奈良病院の建設に関すること。

第六条福祉部の部健康安全局健康増進課の項中「健康安全局 健康増進課」を「保健予防課」に改め、同項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号中「がん等の生活習慣病対策」を「がん医療対策」に改め、同号を同項第三号とし、同項中第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号から第十二号までを削り、第十三号を第七号とし、第十四号

を削り、同部健康安全局薬務課の項中「健康安全局 薬務課」を「薬務課」に改め、同部健康安全局消費・生活安全課の項を削り、同条くらし創造部の部総務室の項中「総務室」を「企画管理室」に改め、同項第一号中「調整」を「企画調整」に改め、同部協働推進課の項に次の一号を加える。

六 地域における教育力に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

第六条くらし創造部の部男女共同参画課の項の次に次のように加える。

消費・生活安全課

- 一 食品衛生及び食品表示に関すること。
- 二 と畜場及び食鳥処理に関すること。
- 三 化製場等に関すること。
- 四 製菓衛生師及び調理師に関すること。
- 五 消費者行政及び消費生活協同組合に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 六 理容師、美容師及びクリーニング師並びに当該施設に関すること。
- 七 旅館、興行場、公衆浴場その他公衆の利用する施設の衛生に関すること。
- 八 狂犬病予防、動物愛護及び飼い犬の管理等に関すること。
- 九 生活衛生関係営業の運営の適正化に関すること。
- 十 温泉に関すること。
- 十一 家庭用品の安全対策に関すること。
- 十二 墓地、埋葬等に関すること。
- 十三 その他生活衛生に関すること。

第六条商工労働部の部中「商工労働部」を「産業・雇用振興部」に改め、同部総務室の項中「総務室」を「企画管理室」に改め、同項第一号中「調整」を「企画調整」に改め、同部産業支援課の項中第六号を削り、第五号を第六号とし、第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 産業政策の企画及び立案に関すること。

第六条商工労働部の部雇用労政課の項第一号中「労働政策」を「雇用・労働政策」に改め、同条農林部の部総務室の項中「総務室」を「企画管理室」に改め、同項第一号中「調整」を「企画調整」に改め、同項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同部マーケティング課の項に次の一号を加える。

三 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）の施行に関すること。

第六条農林部の部担い手・農地活用対策課の項第五号中「農業後継者及び農業担い手の育成」を「農業担い手の育成及び確保」に改め、同部森林整備課の項の次に次のように加える。

森林整備課 全国育樹祭開催準備室

全国育樹祭の開催に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

第六条土木部の部総務室の項中「総務室」を「企画管理室」に改め、同部道路管理課の項第四号を削り、同部まちづくり推進局営繕課の項に次の一号を加える。

五 公立大学法人奈良県立医科大学が設置した奈良県立医科大学の附属病院の整備に係る技術支援に関すること。

第七条の表中「総務室」を「企画管理室」に、「福祉部（健康安全局を除く。）」を「健康福祉部」に、「福祉部健康安全局」を「医療政策部」に、「商工労働部」を「産業・雇用振興部」に改める。

別表第一奈良県東京事務所の項中「政策調整課」を「政策推進課」に改め、同表奈良県中和福祉事務所から奈良県社会福祉総合センターまでの項中「福祉政策課」を「地域福祉課」に改め、同表奈良県総合リハビリテーションセンターから奈良県立登美学園までの項中

一

三 障害者自立支援法

（平成十七年法律第

百二十三号）附則第

四十一条第一項の規

定によりなお従前の

例により運営をする

ことができる人と

された身体障害者更

生援護施設（障害者

自立支援法附則第三

十五条の規定による

改正前の身体障害者
福祉法第二十九条に

規定する身体障害者
更生施設に限る。）

として、肢体不自由
者に対し、その更生
に必要な治療又は指
導を行い、及びその
更生に必要な訓練を
更生に必要な訓練を行
うこと。

四 障害者自立支援法

附則第四十一条第一
項の規定によりなお
従前の例により運営
をすることができる
こととされた身体障
害者更生援護施設（
障害者自立支援法附
則第三十五条の規定
による改正前の身体
障害者福祉法第三十
一条に規定する身体
障害者授産施設に限
る。）として、身体
障害者で雇用される
ことの困難なもの又
は生活に困窮するも
の等に対し必要な訓
練を行い、かつ、職
業を与え、自活させ
ること。

三 障害者自立支援法

（平成十七年法律第
百二十三号）第五条

第十二項に規定する
障害者支援施設及び
同法第三十六条第一
項に規定するサービ
ス事業所として、障
害者に対し、施設入
所支援、自立訓練、
就労継続支援及び短
期入所を行うこと。

四 重症心身障害児（

重度の知的障害及び
重度の肢体不自由が
重複している満十八
歳以上の者を含む。
）に対し、療育訓練
等を行うこと。

五 障害者等のリハビ

リテーションに関し、
調査研究するととも
に、講習会、研修会
等を開催すること。

六 その他リハビリテ

ーションセンターの
設置目的を達成する
ために必要な事業

に改め、同表奈良県

重度の知的障害及び
重度の肢体不自由が
重複している満十八
歳以上の者を含む。

）に対し、療育訓練
等を行うこと。

六 障害者等のリハビ
リテーションに関し、
調査研究するととも
に、講習会、研修会
等を開催すること。

七 その他リハビリテ
ーションセンターの
設置目的を達成する
ために必要な事業

郡山保健所から奈良県保健環境研究センターまでの項中「健康安全局総務室」を「医
療政策部企画管理室」に改め、同表奈良県精神保健福祉センターの項中

一 七 障害者自立支援法

（平成十七年法律第
百二十三号）に基づ
く支給要否決定その
他の事務における市
長村への技術援助に
関すること。

「
七 障害者自立支援法
に基づく支給要否決
定その他の事務にお
ける市長村への技術
援助に関すること。

を「保健予防課」に改め、同表奈良県食品衛生検査所及び奈良県消費生活センターの
項を削り、同表奈良立檜原公苑の項中

奈良県消費生活セ	奈良県食品安全衛生検査所	町市丹後庄大和郡山奈良市を除く県の全域	一と畜場法（昭和二十八年法律第百四号）及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）に基づく事務二と畜場、食鳥処理場及び中央卸売市場における食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）に基づく事務	消費・生活安全課
奈良市登大和高田大路町、				

一 食品及び消費生活の相談に関すること。
 二 食品の安定性の確保に関する情報及び消費者に対する啓発のための情報の収集及び提供に関するこ
 と。

女性センターの項の次に次のように加える。

三 利用者の体育指導、トレーニング教室及びスポーツ教室に関すること。

を

四 スポーツ支援センターに関すること。

に改め、同表奈良県

ンター

市 大字 大中

三 商品のテストに関すること。

四 その他センターの設置目的を達成するための事業を行うこと。

別表第一奈良県工業技術センターの項目

奈良県工
業技術セ
ンター

奈良市柏
木町

一 技術の交流、技術情報の提供等に関すること。

二 工業製品、工業材料等の試験及び研究

三 工業の生産技術の試験、研究開発及び

開発に関すること。
指導に関すること。

四 発明考案の奨励に関すること。

五 計量器に関するこ
と。

六 その他工業技術に
関すること。

を

一 技術の交流、技術情報の提供等に関するこ
と。

二 工業製品、工業材

	場	奈良県中 央卸売市
		大和郡山 市筒井町
大和郡山	奈良市、	
一 農業改良助長法（ 昭和二十三年法律第	中央卸売市場の管理運 営に関すること。	
		農林部総務室

南和労働 会館	中和労働 会館
淀町	市西町

勵会館から奈良県立高等技術専門校までの項中

奈良県産 業会館	木町 奈良市柏
市幸町 大和高田	
会館の管理運営に関すること。 六 その他工業技術に関すること。 五 計量器に関すること。 四 発明考案の奨励に関すること。 三 工業の生産技術の試験、研究開発及び指導に関すること。	

中和労働 会館
市西町

に改め、同表中

に改め、同表奈良労

を

奈良県北 部農林振興事務所	奈良県南 部農林振興事務所	奈良県東 部農林振興事務所	奈良県中 部農林振興事務所	奈良県北 部農林振興事務所
本町 天理市櫟	淀町 吉野郡大	原区萩原 宇陀市榛	中 市大字大 和高田	本町 天理市櫟
市、市、 生駒 大和郡山	吉野郡 五條市、 宇陀郡	山辺郡、 宇陀市、 宇陀郡	城郡 郡、北葛 郡、高市 市、磯城 市、葛城 市、香芝 市、御所 市、桜井 市、樺原 市、大和高 田	郡 市、生駒 市、天理
一 農業改良助長法（ 昭和二十三年法律第 百六十五号）第十二 条第二項各号に掲げ			三 土地改良、林道及 び治山工事の調査、 設計、施行及び監督 に関すること。 四 その他農林業の振 興に關すること。	二 林業經營に必要な 技術の普及指導及び 森林の施業の指導に 關すること。
農林部企画管理室				百六十五号）第十二 条第二項各号に掲げ

に改め、同表奈良県農業総合センターから奈良県農業大学校までの項中

奈良県農業大学校

条町、桜井市大字

池之内

こと。

を

奈良県農業大学校	檍原市四條町、桜井市大字池之内	農業者の育成に関する農業水産振興課 担当手・農地活用対策課
----------	-----------------	----------------------------------

に改め、同表奈良県奈良土木事務所から奈良県五條土木事務所までの項中「土木部総務室」を「土木部企画管理室」に改め、同表JR連続立体・幹線道路建設事務所の項を次のように改める。

JR奈良駅連続立体・街路事務所	奈良市大森町	JR奈良駅付近連続立体交差建設事業及び連街路事業に関すること。	地域デザイン推進課
-----------------	--------	---------------------------------	-----------

別表第二奈良県奈良県税事務所及び奈良県桜井県税事務所の項中

奈良県高田県税事務所
奈良県桜井県税事務所

奈良県吉野県税事務所

を

奈良県高田県税事務所	奈良県桜井県税事務所	課税課 徵収課 総務課
------------	------------	-------------

を

奈良県高田県税事務所	奈良県桜井県税事務所	課税課 徵収課 総務課
------------	------------	-------------

に改め、同項所掌事務の

奈良県吉野県税事務所	奈良県吉野県税事務所
	課税課

欄課税課の款に次の一号を加える。

四 吉野県税事務所に限り、総務課及び徴収課の事務を併せて所掌する。

別表第二奈良県郡山保健所から奈良県内吉野保健所までの項課の名称の欄中「生活衛生課」を「衛生課」に改め、同項所掌事務の欄生活衛生課の款を削り、同表奈良県保健環境研究センターの項の次に次のように加える。

奈良県立橿原公苑	課 スポーツ 支援センタ一	総務企画	総務企画課
			一 一般公衆の体育及び文化に関する関心を高め、その普及と向上発展に関すること。
			二 橿原公苑の管理運営に関すること（明日香庭球場を含む。）。
			三 利用者の体育指導、トレーニング教室及びスポーツ教室に関すること。
		スポーツ支援センター	一 総合型地域スポーツクラブの設立及び育成に関すること。
			二 総合型地域スポーツクラブの運営支援に関すること。
			三 総合型地域スポーツクラブの普及及び啓発活動に関すること。
			四 指導者、コーディネーター等の人材の育成に関すること。
			五 スポーツ及び健康に係る情報の人材の育成に関すること。

収集及び提供に関すること。

- 六 県内における各種スポーツの支援に関すること。

別表第二 奈良県食品衛生検査所の項の次に次のように加える。

奈良県消費生活センター	中南和相談所	消費生活の相談に関すること。
	中南和相談所	の位置は、大和高田市大中とする。

別表第一中

場	奈良県中央卸売市場	企画管理課	企画管理課	一 場内における人事、予算、決算その他庶務に関すること。
		業務課		二 市場施設の維持管理に関するこ
		業務課		と。
		業務課	三 事業の企画及び総合調整に関するこ	と。
			四 場内の取締りに関するこ	と。
			五 その他業務課の主管に属しないこ	と。
三	二 市場関係事業者の指導監督に関するこ		一 市場関係事業者の業務についての許認可及び承認事務に関するこ	と。
	三 市場における売買取引の調査統			と。

導に關すること。

七 森林の施業の指導に關すること。

八 森林計画に關すること。

九 森林組合に關すること。

十 地域の林業及び林産の振興対策に關すること。

十一 森林の造成に關すること。

十二 保安林、森林病害虫の防除、綠化の推進等森林保全に關すること。

十三

鳥獸保護及び狩猟の取締りに關すること。

十四 林道及び治山事業の計画及び事業費に關すること。

十五 林道及び治山工事の調査、設計、施行、監督及び検査に關すること。

十六 団体が行う林道及び治山事業に關する指導、監督及び検査に關すること。

十七 その他農林業の振興に關すること。

農業普及課

一 農林普及課の第一号から第五号までの所掌事務と同様とする。

二 その他農業の振興に關すること。

林業振興課

次の各号に掲げるとおりとする。

ただし、総務企画課に係るものと除く。

奈良県南部農林振興事務所

森林整備 第二課 林業普及 課 農業普及 課 総務企画

十津川村大字

折立とし、土

地改良課の位

置は吉野郡下

市町大字新住とする。

課
土地改良

一 農林普及課の第六号から第十六号までの所掌事務と同様とする。

二 その他林業の振興に関すること。

林業普及第一課

一 農林普及課の第六号から第十三号までの所掌事務と同様とする。

二 その他林業の振興に関すること。

林業普及第二課

林業普及第一課の所掌事務と同様とする。

森林整備課

農林普及課の第十四号から第十六号までの所掌事務と同様とする。ただし、総務企画課に係るものと除く。

土地改良課

次の各号に掲げるとおりとする。ただし、総務企画課に係るものと除く。

- 一 土地改良事業に関する工事に必要な土地の取得及び地上物件の移転に関すること。
- 二 不動産の登記に関すること。
- 三 換地に関すること。
- 四 県営造成施設の管理に関すること。
- 五 土地改良事業の計画及び事業費に関すること。
- 六 土地改良工事の調査、設計、施行、監督及び検査に関すること。
- 七 団体が行う土地改良事業に関する

1

る指導、監督及び検査に関するこ
と。

六 林業經營に必要な技術の普及指導に関する事。

奈良県南部農林振興事務所

七 森林の施業の指導に関する事。

の農業普及課の位置は五條

八 森林計画に関する事。

市西吉野町湯塩とし、林業

九 森林組合に関する事。

普及第二課の位置は吉野郡

十 地域の林業及び林産の振興対策に関する事。

十津川村大字折立とし、土

十一 森林の造成に関する事。

地改良課の位

十二 保安林、森林病害虫の防除、緑化の推進等森林保全に関する事。

置は吉野郡下市町大字新住

十三 鳥獣保護及び狩猟の取締りに関する事。

とする。

十四 林道及び治山事業の調査、設計、施行、監督及び検査に関する事。

地改課の位

十五 林道及び治山工事の調査、設計、施行、監督及び検査に関する事。

置は吉野郡下市町大字新住

十六 団体が行う林道及び治山事業に関する指導、監督及び検査に関する事。

とする。

十七 その他農林業の振興に関する事。

地改課の位

一 農林普及課の第一号から第五号までの所掌事務と同様とする。

市西吉野町湯塩とし、林業

二 その他農業の振興に関する事。

普及第二課の位置は吉野郡

林業振興課 次の各号に掲げるとおりとする。

ただし、総務企画課に係るものと除

課 課 課
農業普及 総務企画

奈良県南 部農林振 興事務所	林業普及	第一課	農林普及課の第六号から第十六 号までの所掌事務と同様とする。
	第二課	第二課	その他林業の振興に関すること。
	森林整備	課	一 農林普及課の第六号から第十三 号までの所掌事務と同様とする。
	土地改良	課	二 その他林業の振興に関すること。
	森林整備	課	林業普及第一課
	林業普及	課	林業普及第一課の所掌事務と同様 とする。
	森林整備	課	林業普及第二課
	土地改良	課	農林普及課の第十四号から第十六 号までの所掌事務と同様とする。た だし、総務企画課に係るものを除く。
	土地改良	課	次の方に掲げるとおりとする。 ただし、総務企画課に係るものを除 く。
	土地改良	課	一 土地改良事業に関する工事に必 要な土地の取得及び地上物件の移 転に関すること。
	土地改良	課	二 不動産の登記に関すること。
	土地改良	課	三 換地に関すること。
	土地改良	課	四 県営造成施設の管理に関するこ と。
	土地改良	課	五 土地改良事業の計画及び事業費 に関すること。
	土地改良	課	六 土地改良工事の調査、設計、施 行、監督及び検査に関すること。

課 動物學習	「 総務課	奈良県中 央卸売市 場	企画管理 課	七 団体が行う土地改良事業に関する指導、監督及び検査に関すること。
」 課 動物公園	」 に改め、同表奈良県うだ・アニマルパークの項中	業務課	企画管理課 一 場内における人事、予算、決算その他庶務に関すること。 二 市場施設の維持管理に関すること。 三 事業の企画及び総合調整に関すること。 四 場内の取締りに関すること。 五 その他業務課の主管に属しないこと。	
」 に改め、同項所掌事務の欄総務課の款を削り、		二 市場関係事業者の指導監督に関すること。 三 市場における売買取引の調査統計に関すること。 四 その他市場関係事業者に関すること。		

同欄動物学習課の款中「動物学習課」を「動物公園課」に改め、同款に次の二号を加える。

三 所内における人事、予算、決算その他庶務に関すること。

四 その他他課の主管に属しないこと。

別表第二奈良県奈良土木事務所から奈良県五條土木事務所までの項所掌事務の欄庶務課の款第四号から第六号までの規定中「奈良土木事務所、宇陀土木事務所、」及び「及び五條土木事務所」を削り、同欄計画調整課の款第五号中「中町ランプ及び中町等の駐車場整備」を「道路橋りようの保全」に、「奈良土木事務所」を「吉野土木事務所及び五條土木事務所」に改め、同欄管理課の款第三号を削り、同欄工務課の款第十号中「管理課の第三号の所掌事務」を「道路及び河川の維持補修」に改め、「（宇陀土木事務所、吉野土木事務所及び五條土木事務所に限る。）」を削り、同款第十一号を同款第十三号とし、同款第十号の次に次の二号を加える。

十一 道路橋りようの保全に関すること（奈良土木事務所、郡山土木事務所、高田土木事務所、桜井土木事務所及び宇陀土木事務所に限る。）。

十二 管轄区域内の幹線道路の整備に関すること（郡山土木事務所に限る。）。

別表第二奈良県奈良土木事務所から奈良県五條土木事務所までの項所掌事務の欄幹線建設課の款中「管轄区域内の幹線道路の整備に関すること。」を同款第一号とし、同款に次の一号を加える。

二 中町ランプ及び中町等の駐車場整備に関すること（奈良土木事務所に限る。）。

別表第二中

J R 連続 立体・幹 線道路建 設事務所	総務用地 建設課	建設課 建設課 京奈和推 進課	建設課 一 JR奈良駅付近連続立体交差及 び関連街路の建設に関すること。 二 工事の計画及び事務費並びに進 ちよくに関すること。 三 工事の調査及び調整に関するこ と。 四 工事の施行及び指導監督に関す ること。 五 工事のしゆん工検査に関するこ と。 六 工事用器具、機械及び資材の検 収に関すること。 七 その他工事の技術に関すること。	京奈和推進課	一 所内における人事、予算、決算 その他庶務に関すること。 二 器具、機械その他物品の管理に 関すること。 三 工事の契約に関すること。 四 建設工事に必要な土地の取得及 び地上物件の移転に関すること。 五 事業の広報活動に関すること。 六 不動産の登記に関すること。 七 その他建設課の主管に属しない こと。	総務用地 建設課
京奈和推進課	建設課	建設課 建設課 京奈和推 進課	建設課 一 JR奈良駅付近連続立体交差及 び関連街路の建設に関すること。 二 工事の計画及び事務費並びに進 ちよくに関すること。 三 工事の調査及び調整に関するこ と。 四 工事の施行及び指導監督に関す ること。 五 工事のしゆん工検査に関するこ と。 六 工事用器具、機械及び資材の検 収に関すること。 七 その他工事の技術に関すること。	京奈和推進課	一 所内における人事、予算、決算 その他庶務に関すること。 二 器具、機械その他物品の管理に 関すること。	総務用地 建設課
京奈和自動車道等幹線道路建設の 推進に関すること。	建設課	建設課 建設課 京奈和推 進課	建設課 一 JR奈良駅付近連続立体交差及 び関連街路の建設に関すること。 二 工事の計画及び事務費並びに進 ちよくに関すること。 三 工事の調査及び調整に関するこ と。 四 工事の施行及び指導監督に関す ること。 五 工事のしゆん工検査に関するこ と。 六 工事用器具、機械及び資材の検 収に関すること。 七 その他工事の技術に関すること。	京奈和推進課	一 所内における人事、予算、決算 その他庶務に関すること。 二 器具、機械その他物品の管理に 関すること。	総務用地 建設課
京奈和自動車道等幹線道路建設の 推進に関すること。	建設課	建設課 建設課 京奈和推 進課	建設課 一 JR奈良駅付近連続立体交差及 び関連街路の建設に関すること。 二 工事の計画及び事務費並びに進 ちよくに関すること。 三 工事の調査及び調整に関するこ と。 四 工事の施行及び指導監督に関す ること。 五 工事のしゆん工検査に関するこ と。 六 工事用器具、機械及び資材の検 収に関すること。 七 その他工事の技術に関すること。	京奈和推進課	一 所内における人事、予算、決算 その他庶務に関すること。 二 器具、機械その他物品の管理に 関すること。	総務用地 建設課

		J R 奈良 駅連続立 体・街路 事務所	総務用地 課 建設課	建設課 一 J R 奈良駅付近連続立体交差及 び関連街路の建設に関すること。 二 工事の計画及び事務費並びに進 ちよくに閲すること。 三 工事の調査及び調整に関するこ と。 四 工事の施行及び指導監督に関す ること。 五 工事のしゅん工検査に関するこ と。 六 工事用器具、機械及び資材の検 収に関すること。 七 その他工事の技術に関すること。	総務用地課 一 所内における人事、予算、決算 その他庶務に関すること。 二 器具、機械その他物品の管理に 関すること。 三 工事の契約に関すること。 四 建設工事に必要な土地の取得及 び地上物件の移転に関すること。 五 事業の広報活動に関すること。 六 不動産の登記に関すること。 七 その他建設課の主管に属しない こと。
管理課					

地域医療連携室	地域医療連携室	中央放射線部	中央放射線部
地域医療機関との連携推進に関すること。	地域医療機関との連携推進に関すること。	放射線による診断、治療等に関すること。	放射線による診断、治療等に関すること。

を
に、
を

に改める。

別表第三五條土木事務所野迫川駐在所の項を削る。

別表第五奈良県立奈良病院の項中

奈良公園管理事務所	一 所内における人事、予算、決算その他庶務に関すること。
管理課	二 奈良公園の管理に関すること。
	三 公園施設の維持補修及び整備に關すること。
	四 公園内における樹木の保全管理に關すること。

へき地医療 進室	へき地医療の支援に関すること。	地域医療連携室	地域医療連携室	周産期母子医療センター	腎・尿路疾患センター	周術期管理センター	集学的がん治療センター	医療安全推進室
-------------	-----------------	---------	---------	-------------	------------	-----------	-------------	---------

を

に改め、同表奈良県立五條病院の項中

を

に改め、同表奈良県立三室病院の項中

支援部

ること。

「	へき地医療 支援部	へき地医療の支援に関すること。	」
---	--------------	-----------------	---

地域医療連携室	地域医療機関との連携推進に関すること。
医療安全推進室	医療安全に関すること。

(職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

第二条 職員の職の設置等に関する規則（昭和四十一年三月奈良県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号中「福祉部」を「健康福祉部」に改め、「及び健康安全局長」を削り、同条第四項第七号中「総務部知事公室政策調整課」を「総務部知事公室政策推進課」に改める。

第六条中第七項を削り、第八項を第七項とし、第九項から第十二項までを一項ずつ繰り上げる。

別表第一東京事務所の項中「、管理主任」を削り、同表第一新公会堂の項中「副館長」の下に「、次長」を加え、同表福祉事務所の項中「福祉事務所」を「中和福祉事務所」に改め、同項の次に次のように加える。

——吉野福祉事務所

——所長、課長

別表第一食品衛生検査所の項及び消費生活センターの項を削り、同表権原公苑の項中「次長」を「課長、スポーツ支援センター所長」に改め、同表女性センターの項の次に次のように加える。

——食品衛生検査所

——所長、副所長、中南和相談所長

別表第一工業技術センターの項の次に次のように加える。

—産業会館 —館長

別表第一奈良し、と・iセンターの項中「奈良し、と・iセンター」を「し、と・iセンタ―」に改め、同表高田し、と・iセンターの項を削り、同表中

—中央卸売市場 —場長、課長、課長補佐

農林振興事務所 —所長、次長、課長

農林振興事務所 —所長、次長、課長

中央卸売市場 —場長、次長、課長補佐

め、同表農業総合センターの項中「副所長」を削り、同表JR連続立体・幹線道路建設事務所の項中「JR連続立体・幹線道路建設事務所」を「JR奈良駅連続立体・

街路事務所」に改め、同表奈良県立大学の項中

—事務局 —局長、課長 — を

—事務局 —局長、課長 — 学部長 — に改め、同表奈良

病院の項中「副院长」の下に「、センター長」を加え、同表三室病院の項中「科部長」を「科(室)部長」に改め、同表五條病院の項中「科部長」の下に「、室長」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 施行日の前日に次の表の上欄に掲げる部の部長、局長又は次長に補せられている者で、別に辞令の発せられないものは、施行日にそれぞれ同表の下欄に掲げる部の部長、局長又は次長に補せられたものとする。

福祉部長寿社会課	健康福祉部長寿社会課	福祉部障害福祉課	福祉部福祉政策課監査指導室	健康福祉部地域福祉課監査指導室	健康福祉部企画管理室	地域振興部企画管理室	地域振興部総務室	福祉部総務室	総務部知事公室政策調整課	総務部知事公室政策推進課
----------	------------	----------	---------------	-----------------	------------	------------	----------	--------	--------------	--------------

3 施行日の前日に次の表の上欄に掲げる課の課長、室長、参事、主幹、課長補佐、室長補佐、主任調整員、主任企画員、副主幹、係長、調整員若しくは企画員に補せられ、又は当該課に勤務を命ぜられている者で、別に辞令の発せられないものは、施行日にそれぞれ同表の下欄に掲げる課の課長、室長、参事、主幹、課長補佐、室長補佐、主任調整員、主任企画員、副主幹、係長、調整員若しくは企画員に補せられ、又は当該課に勤務を命ぜられたものとする。

健康安全局 商工労働部	医療政策部 産業・雇用振興部	健康福祉部こども家庭局	福祉部
----------------	-------------------	-------------	-----

福祉部保険福祉課	福祉部こども家庭局こども家庭課少子化対策室	福祉部こども家庭局こども家庭課少子化対策室	健康福祉部こども家庭局こども家庭課少子化対策室	健康福祉部保険指導課	健康福祉部こども家庭局こども家庭課少子化対策室	健康安全局総務室	健康安全局地域医療連携課	医療政策部企画管理室	医療政策部地域医療連携課	医療政策部地療連携課医師・看護師確保対策室	健康安全全局医療管理課	健康安全全局薬務課	健康安全全局健康増進課	医療政策部保健予防課	医療政策部医療管理課	医療政策部薬務課	健康安全全局消費・生活安全課	くらし創造部総務室	商工労働部商工課	商工労働部商業振興課
産業・雇用振興部商業振興課	産業・雇用振興部商工課	産業・雇用振興部企画管理室	くらし創造部企画管理室	くらし創造部消費・生活安全課	くらし創造部薬務課	医療政策部保健予防課	医療政策部医療管理課	医療政策部企画管理室	医療政策部地域医療連携課	医療政策部地療連携課医師・看護師確保対策室	健康安全全局医療管理課	健康安全全局薬務課	健康安全全局健康増進課	医療政策部保健予防課	医療政策部医療管理課	医療政策部薬務課	健康安全全局消費・生活安全課	くらし創造部総務室	商工労働部商工課	商工労働部商業振興課

商工労働部産業支援課	産業・雇用振興部産業支援課
商工労働部企業立地推進課	産業・雇用振興部企業立地推進課
商工労働部雇用労政課	産業・雇用振興部雇用労政課
農林部総務室	農林部企画管理室
土木部総務室	土木部企画管理室

4 施行日の前日に次の表の上欄に掲げる機関の所長、次長、課長、主幹、係長若しくは調整員に補せられ、又は当該機関に勤務を命ぜられている者で、別に辞令の発せられないものは、施行日にそれぞれ同表の下欄に掲げる機関の所長、次長、課長、主幹、係長若しくは調整員に補せられ、又は当該機関に勤務を命ぜられたものとする。

葛城保健所生活衛生課	JR連続立体・幹線道路建設事務所
葛城保健所衛生課	JR奈良駅連続立体・街路事務所

(奈良県予算規則の一部改正)

5 奈良県予算規則（昭和三十九年三月奈良県規則第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「及び局並びに」を「」に、「並びに警察本部」を「及び警察本部」に改める。

(奈良県病院事業会計規則の一部改正)

6 奈良県病院事業会計規則（昭和四十七年三月奈良県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「福祉部健康安全局医療管理課」を「医療政策部医療管理課」に改める。

(奈良県一般用医薬品登録販売者試験委員規則及び奈良県毒物、劇物取扱者試験委員

会規則の一部改正)

7 次に掲げる規則の規定中「福祉部健康安全局薬務課」を「医療政策部薬務課」に改める。

一 奈良県一般用医薬品登録販売者試験委員規則（平成二十年三月奈良県規則第六十号）第四条

二 奈良県毒物、劇物取扱者試験委員会規則（昭和二十八年七月奈良県規則第四十三号）第七条

（奈良県調理師試験及び製菓衛生師試験委員規則及び奈良県消費生活条例施行規則の一部改正）

8 次に掲げる規則の規定中「福祉部健康安全局消費・生活安全課」を「くらし創造部消費・生活安全課」に改める。

一 奈良県調理師試験及び製菓衛生師試験委員規則（平成十年三月奈良県規則第五十号）第四条

二 奈良県消費生活条例施行規則（平成三年三月奈良県規則第四十六号）第七条
（奈良県中小企業振興対策審議会規則の一部改正）

9 奈良県中小企業振興対策審議会規則（昭和三十三年五月奈良県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第十条中「商工労働部総務室」を「産業・雇用振興部企画管理室」に改める。
（貸金業法施行細則の一部改正）

10 貸金業法施行細則（昭和五十八年十月奈良県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「奈良県商工労働部商工課」を「奈良県産業・雇用振興部商工課」に改める。